



移送車貸出し

秋田市社会福祉協議会では、車いすのまま乗降りができる

「移送車」を貸出しています。

社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

令和元年 6 月発行

利用されるみなさまへ

[料金について]

利用料は **無料** です。

ただし、燃料については利用者の負担となります。

[利用できる期間]

原則 2 日間以内

※月に 4 回までの利用

[利用対象と利用範囲]

在宅の方が次の目的で移送を必要とする場合に利用できます。

- ▶ 病院や施設(ショートステイ等)への送迎
- ▶ 買い物、リハビリ訓練、冠婚葬祭、観光等の外出
- ▶ 行事等への参加

[お申込み・お問い合わせ]

社会福祉法人

秋田市社会福祉協議会

〒010-0976

秋田市八橋南一丁目 8-2

TEL 8 6 2 - 7 4 4 5

FAX 8 6 3 - 6 0 6 8

月～金曜日 8:30 - 17:00

移送車



移送車

車いすでの乗り降り時、介助する方の負担を大幅に軽減する「後退防止ベルト」を装備。

スペック

車 名：スズキ ワゴンR

自動車種別：軽自動車（4速AT）

燃料種別：ガソリン

サイズ：長さ 3.4m × 幅 1.5m × 高さ 1.7m

駆動式：前輪駆動（FF）

スロープ耐荷重：150kg

乗車定員：3人乗り

（運転席、助手席、車いす1台）



後退防止ベルト付

スズキ ワゴンR CBA-MH21S改 1台

FF車

ガソリン車



車いすでの乗り降り時、介助する方の負担を大幅に軽減する「電動ウインチ」を装備。

スペック

車 名：スズキ エブリイ

自動車種別：軽自動車（4速AT）

燃料種別：ガソリン

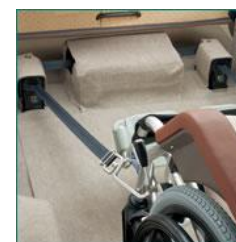
サイズ：長さ 3.4m × 幅 1.5m × 高さ 1.9m

駆動式：4輪駆動（4WD）

スロープ耐荷重：150kg

乗車定員：4人乗り

（運転席、助手席、補助席、
車いす1台）



電動ウインチ付

スズキ エブリイ ABA-DA64 4W改 1台

4WD車

ガソリン車

スズキ ワゴンR

■ 操作手順 1



テールゲートを外側に倒して、スロープ両側のロックを外し、両側のハンドルを持って折りたたまれているスロープを接地するまで広げます。

■ 操作手順 2



固定スイッチ



スロープ上で車いすが後退することを防ぐ後退防止ベルトを装備。ベルトの先端についたフックを車いすのフレームにかけ、車いす固定スイッチを「固定」側にします。

■ 操作手順 3



※1



車いすを輪止めにあたるまでゆっくりと前進させます。車いすを乗せた後、後退防止ベルトのゆるみを取り ※1 前部を確実に固定します。

■ 操作手順 4



電動固定式は車いす後部2カ所にフックを掛け、あとはサイドにあるスイッチを押すだけで固定します。前部は後退防止ベルトで締めつけており、車いすに乗った方も安心です。

移送車

スズキ エブリイ

■ 操作手順 1



テールゲートを外側に倒して、スロープ両側のロックを外し、左側のハンドルを持って折りたたまれているスロープを接地するまで広げます。

■ 操作手順 2



リモコンのボタンを押して電動ウインチ兼固定ベルトを引き出し、フックを車いす前輪のすぐ上のフレームにかけます。

■ 操作手順 3



介助する方は車いすの押し手を握り、車いすの位置・方向や車いすに乗車した方に注意しながら、リモコンのボタンを押してゆっくりと乗車させます。

■ 操作手順 4



固定スイッチ

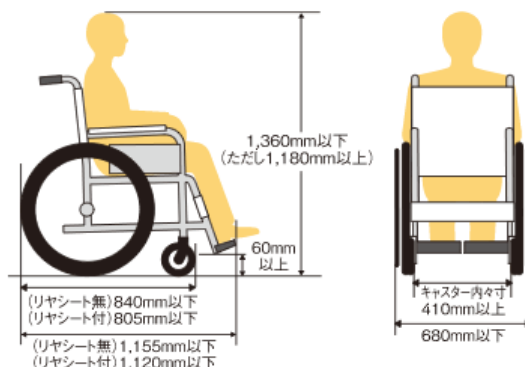


リヤ側フックを車いすの縦フレーム前側の左右2カ所につけ、車いす固定スイッチの後ろワイヤーボタンの固定側を押し、ワイヤーを引っ張って固定します。

搭載可能な車いすについて

- ▶ご使用中の車いすが寸法条件を満たしているかご確認ください。
- ▶電動三・四輪車本体の搭載はできますが、座ったままのご乗車はできません。
- ▶運転される方の体格によっては運転時の姿勢がきつくなる場合があります。
- ▶車いすの乗り降り（固定・解除）は、必ず介助者が行ってください。

《乗車可能な車いす寸法の目安》



移送車をご利用いただくための手続きが必要です。

ご利用になる方（車いすのまま乗られる方）の登録が必要になります。
 登録していただくことで次回のご利用から、登録番号で予約が可能になります！

【登録手続きに確認させていただく内容】

ご利用になる方の

- ▶氏 名 ▶生年月日 ▶住 所 ▶連絡先
- ▶身体状況：障がい者手帳、介護認定など

※証明するにあたり、書類・手帳等をご持参いただく必要はありません。

- ▶登録については、5年ごとに更新していただいております。
- ▶更新については、更新時期が近づきましたらお知らせいたします。

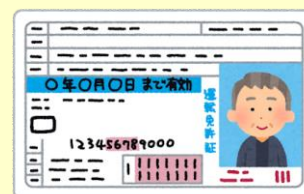


運転する方へ

【運転される方の免許証の写しが必要になります】

- ▶登録の際、運転者の確認として運転免許証の写しを取らせていただいております。

※毎年度の初回利用時に提出が必要になります。



燃料について

【燃料は満タンにして返却をお願いします】

- ▶返却時は、次の利用者への負担とならないよう、市社協指定のスタンドで燃料を満タンにさせていただいております。

※確認のためにレシートの提示をお願いしております。



手続き方法について

1 お申し込み

- ・ 来所または電話により **空き状況をご確認** のうえ、お申し込みください。
- ・ ご利用月の **3カ月前** からお申し込みすることができます。

2 貸出・返却

- ・ 車いすを借りたい場所の受付窓口へお越しください。
- ・ 物品の使用方法について説明が必要な方は、事前にお知らせください。
- ・ 貸出・返却に伴う物品の運搬については、原則として利用者が行ってください。
- ・ 返却は、車いすを借りた場所に返却してください。

3 ご利用上の注意

- ・使用する前に物品の状態をご確認ください。
- ・正しい使用方法で使用してください。
- ・物品に異常がある場合は、速やかに本会にご連絡ください。
- ・許可なく第3者へ貸し出さないでください。
- ・返却期限は守ってください。
- ・きれいに掃除して返却してください。

お申し込み・お問い合わせ

案内図



社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8-2

TEL 8 6 2 - 7 4 4 5

FAX 863-6068

月曜日～金曜日 8:30～17:00

※ 祝日および年末年始を除く